

# 熊本市公報

第 1364 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

## 目 次

### 規 則

○熊本市保育所における保育等に関する規則の一部改正（規則第 79 号）	1402
-------------------------------------	------

### 告 示

○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 788 号）	1404
○放置自転車の移動及び返還（告示第 789 号）	1404
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 791 号）	1405
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 792 号）	1405
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 795 号）	1405
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 796 号）	1406
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 799 号）	1406
○放置自転車の移動及び返還（告示第 802 号）	1406
○放置自転車の売却等（告示第 804 号）	1407
○放置自転車の売却等（告示第 805 号）	1408
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 806 号）	1408
○生活保護法による医療機関の指定（告示第 807 号）	1409
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 808 号）	1409
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 809 号）	1410
○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 810 号）	1411
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 811 号）	1411
○生活保護法による介護機関の指定（告示第 812 号）	1412
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 813 号）	1412
○放置自転車の売却等（告示第 814 号）	1413
○放置自転車の売却等（告示第 815 号）	1413
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 816 号）	1413
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 817 号）	1414
○市道の区域変更（告示第 818 号）	1414
○県道の区域変更（告示第 819 号）	1415
○県道の供用開始（告示第 820 号）	1415
○差押通知書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 822 号）	1415
○市道の区域変更（告示第 823 号）	1416
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 825 号）	1416
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 826 号）	1416
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 827 号）	1417

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 828 号）	1417
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 829 号）	1417
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 830 号）	1418
○熊本市人事行政の運営等の状況の公表（告示第 831 号）	1418
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 832 号）	1439
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 833 号）	1440

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 716 号）	1440
○都市計画事業の認可及び縦覧（公告第 718 号）	1441
○開発行為に関する工事の完了（公告第 719 号）	1441
○開発行為に関する工事の完了（公告第 720 号）	1441
○開発行為に関する工事の完了（公告第 721 号）	1442
○開発行為に関する工事の完了（公告第 723 号）	1442
○開発行為に関する工事の完了（公告第 724 号）	1442
○開発行為に関する工事の完了（公告第 725 号）	1443
○開発行為に関する工事の完了（公告第 729 号）	1443
○開発行為に関する工事の完了（公告第 730 号）	1443
○開発行為に関する工事の完了（公告第 731 号）	1443
○開発行為に関する工事の完了（公告第 732 号）	1444
○差押財産の公売（公告第 733 号）	1444
○開発行為に関する工事の完了（公告第 734 号）	1446
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 735 号）	1446
○開発行為に関する工事の完了（公告第 737 号）	1447
○開発行為に関する工事の完了（公告第 739 号）	1447
○開発行為に関する工事の完了（公告第 741 号）	1447
○開発行為に関する工事の完了（公告第 742 号）	1447
○開発行為に関する工事の完了（公告第 743 号）	1448

## 中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 21 号）	1448
------------------------	------

## 交 通 局

○熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程（交通局規程第 12 号）	1448
--------------------------------------	------

## 上 下 水 道 局

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 66 号）	1450
------------------------------	------

## 教 育 委 員 会

○熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（教委規則第 11 号）	1450
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 14 号）	1450

## 規則

規則 第 79 号

平成 25 年 10 月 30 日

熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市保育所における保育等に関する規則（昭和 62 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の表備考第 9 項第 2 号中「及び同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改め、「医療型児童発達支援」の次に「若しくは法第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業」を加え、同表備考第 10 項第 2 号中「第 43 条の 5」を「第 43 条の 2」に改める。

附則第 8 項の表備考第 8 項第 2 号中「及び同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改め「医療型児童発達支援」の次に「若しくは法第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業」を加え、同表備考第 9 項第 2 号中「第 43 条の 5」を「第 43 条の 2」に改める。

別表備考第 6 項第 2 号中「及び同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改め「医療型児童発達支援」の次に「若しくは法第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業」を加え、同表備考第 7 項第 2 号中「第 43 条の 5」を「第 43 条の 2」に改める。

### 附則

- この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項の表備考第 9 項第 2 号の改正規定（「及び同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改める部分に限る。）、同表備考第 10 項第 2 号の改正規定、附則第 8 項の表備考第 8 項第 2 号の改正規定（「及び同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改める部分に限る。）、同表備考第 9 項第 2 号の改正規定、別表備考第 6 項第 2 号の改正規定（「及び同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改める部分に限る。）及び同表備考第 7 項第 2 号の改

正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の附則第 6 項の表備考、附則第 8 項の表備考及び別表備考の規定は、この規則の施行の日以後行われる保育所における保育の実施に係る徴収金について適用し、同日前に行われた保育所における保育の実施に係る徴収金については、なお従前の例による。

## 告示

告示 第 788 号

平成 25 年 10 月 16 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
9月 24 日	はり札等	4	長嶺	9月 25 日
	立看板等	1	小山	
9月 26 日	立看板等	3	京塚	9月 27 日
10月 3 日	立看板等	1	東町	10月 4 日
保管場所 熊本市花畠別館（熊本市中央区花畠町 3-1）				

告示 第 789 号

平成 25 年 10 月 16 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車等を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車等が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車等を移動保管した年月日及び放置されていた場所

平成 25 年 10 月 10 日 南熊本駅

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 1 月 18 日まで

2 移動・保管台数

自転車等 2 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車等の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

## 告示 第 791 号

平成 25 年 10 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
437010 7627	ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号	福祉エンジニアリング有限会社 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 14 番 2 号 代表取締役 積 裕樹	平成 25 年 10 月 31 日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
437010 7627	ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号	福祉エンジニアリング有限会社 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 14 番 2 号 代表取締役 積 裕樹	平成 25 年 10 月 31 日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

## 告示 第 792 号

平成 25 年 10 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0043	居宅介護支援事業所 いちご 熊本市南区奥古閑町 1966 番地	合同会社一悟 熊本市南区奥古閑町 1966 番地 代表社員 荒木 一子	平成 25 年 11 月 1 日	居宅介護支援

## 告示 第 795 号

平成 25 年 10 月 21 日

平成 24 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

## 1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

## 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 198 件 |
| (2) 固定資産税      | 1 件   |
| (3) 軽自動車税      | 1 件   |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 18 件  |
| (5) 法人市民税      | 2 件   |

## 告示 第 796 号

平成 25 年 10 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

松尾町第 2 町内自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「平川 康征 熊本市西区松尾町上松尾 2680 番地」を「田尻 憲靖 熊本市西区松尾町上松尾 2674 番地」に改める。

## 告示 第 799 号

平成 25 年 10 月 23 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 050	ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号	株式会社ふくえん 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号 代表取締役 益田 勇一	平成 25 年 11 月 1 日	福祉用具貸与
4370110 050	ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号	株式会社ふくえん 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号 代表取締役 益田 勇一	平成 25 年 11 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
4370110 050	ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号	株式会社ふくえん 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号 代表取締役 益田 勇一	平成 25 年 11 月 1 日	特定福祉用具販売
4370110 050	ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号	株式会社ふくえん 熊本市南区田迎五丁目 3 番 27 号 代表取締役 益田 勇一	平成 25 年 11 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

## 告示 第 802 号

平成 25 年 10 月 24 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
- ア 平成 25 年 10 月 3 日 西区春日八丁目 3
  - イ 平成 25 年 10 月 4 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、崇城大学駅前、並木坂エリア、
  - ウ 平成 25 年 10 月 7 日 中央区新大江二丁目 25 、銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
  - エ 平成 25 年 10 月 8 日 森都心プラザ、南区平田二丁目 14
  - オ 平成 25 年 10 月 9 日 手取エリア、松尾町上松尾垂玉バス停前、上通エリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア、銀座通りエリア
  - カ 平成 25 年 10 月 10 日 西区春日二丁目 2 、西区春日一丁目 12 、庄口公園、南熊本駅、東区戸島西三丁目 4
  - キ 平成 25 年 10 月 11 日 中央区薬園町 3 、西区蓮台寺四丁目 9
  - ク 平成 25 年 10 月 15 日 辛島エリア、銀座通りエリア、手取エリア、水道町エリア、並木坂エリア、上通エリア、南区川尻一丁目 4 、北区梶尾町 1722-65
  - ケ 平成 25 年 10 月 16 日 南区戸島五丁目 1 、水道町エリア、手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、新市街エリア、並木坂エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 1 月 26 日まで

2 移動・保管台数

自転車 214 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示 第 804 号

平成 25 年 10 月 25 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 10 月 25 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 134 台

## 告 示 第 8 0 5 号

平成 25 年 10 月 25 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 10 月 25 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 138 台

## 告 示 第 8 0 6 号

平成 25 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
きらクリニック 熊本市東区小山町 2493 医療法人 白川会 理事長 吉良 朋広	内科・放射線科	平成 25 年 8 月 1 日
にしくまもと病院 熊本市南区富合町古閑 1012 医療法人 相生会 理事長 入江 伸	内科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科	平成 25 年 9 月 1 日
明午橋内科クリニック 熊本市中央区南千反畑町 15-40 森下 祐子	内科・消化器内科・放射線科	平成 25 年 9 月 1 日
(訪問看護)		
クリニカルサポート 訪問看護ステーションくまもと 熊本市中央区壺川一丁目 8-64 コスモビル 202 株式会社 クリニカルサポート 代表取締役 小宅 正	訪問看護	平成 25 年 8 月 12 日
(柔道整復)		
きずな整骨院 越智 淳一 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 2-38 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 25 年 9 月 24 日
おはな整骨院 梶原 優香 熊本市中央区帯山七丁目 18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 25 年 10 月 9 日

(柔道整復)		
子飼整骨院 中川 淳 熊本市中央区東子飼町8-41 中川 淳	柔道整復	平成25年9月24日
ハビネス整骨院 東海学園前院 中村 直由 熊本市東区渡鹿八丁目14-58 ナカサンビル1B 中村 直由	柔道整復	平成25年9月25日
ひのくに整骨院 馬越 航 熊本市東区若葉一丁目31-8 永廣ビル1F 馬越 航	柔道整復	平成25年10月1日
(はり・灸)		
刈草鍼灸院 藤森 誠 熊本市南区刈草一丁目5-16 藤森 誠	はり・灸	平成25年9月24日
まめの樹治療院 中村 正樹 熊本市中央区出水一丁目6-1 寺岡ビル1F B号 中村 正樹	はり・灸	平成25年10月7日

## 告示 第 807 号

平成25年10月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助を担当する機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
くすのき子供歯科 熊本市北区龍田八丁目9-85 逢坂 宜彦	歯科	平成25年9月25日

## 告示 第 808 号

平成25年10月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
(医科)		
新 構医クリニック新水前寺 熊本市中央区国府一丁目1-9 2F 住岡 輝明	平成25年10月1日	名称変更
旧 水前寺診療所 熊本市中央区国府一丁目1-9 2F		

	住岡 輝明		
新	しまさきバス通り総合内科クリニック 熊本市西区島崎二丁目 8-20 医療法人社団 明邦会 理事長 田渕 博孝	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
旧	橋口医院 熊本市西区島崎二丁目 8-20 医療法人社団 明邦会 理事長 田渕 博孝		
新	萬生会在宅療養支援診療所 熊本市東区月出二丁目 4-23 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
旧	月出在宅療養支援診療所 熊本市東区月出二丁目 4-23 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠		
(訪問看護)			
新	萬生会訪問看護ステーション 熊本市東区月出二丁目 4-23 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
旧	訪問看護ステーション月出 熊本市東区月出二丁目 4-23 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠		

## 告 示 第 809 号

平成 25 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
医療法人白川会 白川の里クリニック 熊本市東区小山町 2513-3	平成 25 年 7 月 31 日
医療法人 白川会 理事長 吉良 朋広	
にしくまもと病院	
熊本市南区富合町古閑 1012	平成 25 年 8 月 31 日
医療法人相生会 にしくまもと病院 理事長 小西 淳二	
(柔道整復)	
ひのくに整骨院 吉岡 勇 熊本市東区若葉一丁目 31-8 永廣ビル 1F	平成 25 年 9 月 30 日
吉岡 勇	

## 告 示 第 8 1 0 号

平成 25 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があつたので、同法第 55 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
(あん摩・マッサージ)	
どんぐりハウス鍼灸マッサージ治療院 早川 弘和 熊本市中央区水前寺一丁目 10-1 奥村ビル 1F 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 25 年 8 月 31 日
(はり・きゅう)	
どんぐりハウス鍼灸マッサージ治療院 早川 弘和 熊本市中央区水前寺一丁目 10-1 奥村ビル 1F 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 25 年 8 月 31 日

## 告 示 第 8 1 1 号

平成 25 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
にしくまもと病院 熊本市南区富合町古閑 1012 医療法人相生会 理事長 入江 伸	訪問看護・介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 9 月 1 日
にしくまもと病院通所リハビリテーションれんげ草 熊本市南区富合町古閑 1012 医療法人相生会 理事長 入江 伸	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 25 年 9 月 1 日
だいき訪問介護事業所 熊本市東区樋町 16 番 141 号 株式会社 大喜 代表取締役 中本 久子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25 年 10 月 1 日
菊南病院 ショートステイ 熊本市北区鶴羽田三丁目 1 番 53 号 医療法人 室原会 理事長 室原 亥十二	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成 25 年 10 月 1 日
田嶋外科内科医院 熊本市西区田崎二丁目 2 番 48 号 医療法人 田嶋会 理事長 田嶋 哲	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 10 月 1 日
茶話本舗デイサービスおやまだだんち 熊本市西区島崎六丁目 9-5 株式会社ウッドランドパス 代表取締役 高山 達三	通所介護	平成 25 年 10 月 3 日

デイサービス りんどう 熊本市西区上高橋二丁目 19-1 有限会社花もめん 代表取締役 田邊 由子	介護予防通所介護	平成 25 年 10 月 1 日
デイサービス よりあい 熊本市北区四方寺町 426-1 医療法人 松実会 理事長 松崎 博充	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 10 月 7 日
デイサービスひこ 熊本市東区三郎二丁目 22 番 8 号 1 F 医療法人邦洋会 理事長 前田 邦彦	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 10 月 3 日
リハビリケアセンターすまいる新地 熊本市北区清水新地一丁目 5-8 株式会社 R e L i f e a i d 代表取締役 中野 茂	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 10 月 9 日

## 告 示 第 8 1 2 号

平成 25 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
ケアステーション リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目 7 番 27 号 合同会社 リバティ 代表社員 大島 あさな	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25 年 9 月 17 日

## 告 示 第 8 1 3 号

平成 25 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：特別養護老人ホームみかんの丘 所在地：熊本市西区河内町白浜 1440-2 開設者：社会福祉法人陽光 理事長 金澤 剛	平成 19 年 3 月 11 日	その他変更
旧	介護機関名称：特別養護老人ホームみかんの丘 所在地：熊本市西区河内町白浜 1440-2 開設者：社会福祉法人陽光 理事長 上野 義博	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
新	介護機関名称：萬生会訪問看護ステーション 所在地：熊本市東区月出二丁目 4 番 23 号 開設者：特定医療法人萬生会 理事長 河北 誠	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
旧	介護機関名称：訪問看護ステーション月出 所在地：熊本市東区月出二丁目 4 番 23 号 開設者：特定医療法人萬生会 理事長 河北 誠	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
新	介護機関名称：萬生会在宅療養支援診療所 所在地：熊本市東区月出二丁目 4 番 23 号 開設者：特定医療法人萬生会 理事長 河北 誠	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更

旧	介護機関名称：月出在宅療養支援診療所 所在地：熊本市東区月出二丁目4番23号 開設者：特定医療法人萬生会 理事長 河北 誠		
新	介護機関名称：ヘルパーステーションコスモピア熊本 所在地：熊本市東区尾ノ上一丁目14-27 開設者：医療法人堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	平成25年6月22日	所在地変更
旧	介護機関名称：ヘルパーステーションコスモピア熊本 所在地：熊本市東区尾ノ上一丁目8-30 開設者：医療法人堀尾会 理事長 堀尾 慎彌		
新	介護機関名称：訪問看護ステーションコスモピア熊本 所在地：熊本市東区尾ノ上一丁目14-27 開設者：医療法人堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	平成25年6月22日	所在地変更
旧	介護機関名称：訪問看護ステーションコスモピア熊本 所在地：熊本市東区尾ノ上一丁目8-30 開設者：医療法人堀尾会 理事長 堀尾 慎彌		

## 告 示 第 8 1 4 号

平成25年10月28日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年3月11日規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成25年10月28日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 2台

## 告 示 第 8 1 5 号

平成25年10月28日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年3月11日規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成25年10月28日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 3台

## 告 示 第 8 1 6 号

平成25年10月28日

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の

指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
436019 0682	訪問看護ステーションスマイルメイト 熊本市西区田崎二丁目 2 番 48 号	株式会社スマイルメイト 熊本市西区田崎二丁目 2 番 48 号 代表取締役 田嶋 由香	平成 25 年 11 月 1 日	訪問看護
436019 0682	訪問看護ステーションスマイルメイト 熊本市西区田崎二丁目 2 番 48 号	株式会社スマイルメイト 熊本市西区田崎二丁目 2 番 48 号 代表取締役 田嶋 由香	平成 25 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護

告示第 817 号

平成 25 年 10 月 28 日

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0068	訪問介護事業所 さくら苑 熊本市南区城南町舞原 1466-1	株式会社リニエルサプライ 熊本県菊池郡大津町大津 1438-9 代表取締役 中村 正章	平成 25 年 11 月 1 日	訪問介護
437011 0068	訪問介護事業所 さくら苑 熊本市南区城南町舞原 1466-1	株式会社リニエルサプライ 熊本県菊池郡大津町大津 1438-9 代表取締役 中村 正章	平成 25 年 11 月 1 日	介護予防訪問介護

告示第 818 号

平成 25 年 10 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
7-223	島崎 6 丁目 第 3 号線	西区島崎六丁目 129 番地先から 西区島崎六丁目 128 番 1 地先まで	旧	0.9 ～ 0.9	12.3

	西区島崎六丁目 129 番地先から 西区島崎六丁目 128 番 1 地先まで	新	0 ~ 0	0
--	---	---	-------	---

## 告示 第 819 号

平成 25 年 10 月 28 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般県道	託麻北部線	北区四方寄町 300 番 2 地先から 北区四方寄町 329 番 1 地先まで	旧	10.4 ~ 19.0	211.7
		北区四方寄町 300 番 2 地先から 北区四方寄町 329 番 1 地先まで	新	9.8 ~ 14.4	217.0

## 告示 第 820 号

平成 25 年 10 月 28 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
一般県道	託麻北部線	北区四方寄町 300 番 2 地先から 北区四方寄町 329 番 1 地先まで	平成 25 年 10 月 28 日

## 告示 第 822 号

平成 25 年 10 月 30 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
2人
- 2 送達をする書類名  
差押調書（謄本）  
配当計算書

告示第 823 号

平成 25 年 10 月 30 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
7-516	花園 2 丁目 上熊本 3 丁目第 1 号線	西区花園五丁目 605 番 1 地先から 西区上熊本三丁目 29 番 1 地先まで	旧	16.0 ～ 32.4	432.0
		西区花園五丁目 605 番 1 地先から 西区上熊本三丁目 29 番 1 地先まで	新	16.0 ～ 96.7	432.0

告示第 825 号

平成 25 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 01394	せいじのヘルパーステーション 熊本市西区島崎二丁目 11 番 13 号	医療法人 金澤会 熊本県熊本市西区島崎二丁目 22 番 15 号 理事長 金澤 知徳	平成 25 年 11 月 1 日	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護

告示第 826 号

平成 25 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類

437011 0084	居宅介護支援事業所 くるみの郷 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号	くるみ福祉会株式会社 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号 代表取締役 難野 英児	平成25年 10月29日	居宅介護支援
----------------	------------------------------------	--	-----------------	--------

## 告示 第 827 号

平成 25 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 10092	くるみの村 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号	くるみ福祉会株式会社 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号 代表取締役 難野 英児	平成25年 10月29日	通所介護
43701 10092	くるみの村 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号	くるみ福祉会株式会社 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号 代表取締役 難野 英児	平成25年 10月29日	介護予防通所介護

## 告示 第 828 号

平成 25 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 10100	風流街もやい館 デイサービスセンター 五福 熊本中央区細工町四丁目34番地1	医療法人社団宮本会 熊本中央区細工町四丁目21番地 理事長 宮本 康志	平成25年 11月1日	通所介護
43701 10100	風流街もやい館 デイサービスセンター 五福 熊本中央区細工町四丁目34番地1	医療法人社団宮本会 熊本中央区細工町四丁目21番地 理事長 宮本 康志	平成25年 11月1日	介護予防通所介護

## 告示 第 829 号

平成 25 年 10 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

4370110 118	リハセンターみどりの樹 琴平 熊本市中央区琴平二丁目1番7号	株式会社リープス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目28番11号 代表取締役 中島 理子	平成25年 11月1日	通所介護
4370110 118	リハセンターみどりの樹 琴平 熊本市中央区琴平二丁目1番7号	株式会社リープス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目28番11号 代表取締役 中島 理子	平成25年 11月1日	介護予防 通所介護

## 告 示 第 8 3 0 号

平成25年10月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法第115条の10の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0126	パピルス 熊本市西区横手五丁目4番11号	有限会社カームライフ 熊本市西区横手五丁目4番15号 代表取締役 田邊 法子	平成25年 11月1日	通所介護
437011 0126	パピルス 熊本市西区横手五丁目4番11号	有限会社カームライフ 熊本市西区横手五丁目4番15号 代表取締役 田邊 法子	平成25年 11月1日	介護予防通所 介護

## 告 示 第 8 3 1 号

平成25年10月31日

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の規定に基づき、平成24年度人事行政の運営等の状況について公表する。

熊本市長 幸山政史

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 採用及び退職者数（平成24年度）

職種	採用者数	退職者数
事務	117	59
社会福祉職	5	1
心理相談員	4	
保育士	12	17
土木	57	18
建築	10	8
機械	3	3
電気	7	7
化学	5	4
農業	3	
水産	2	

造園	1	
医師	20	19
獣医師	1	1
歯科医師		1
薬剤師	1	1
管理栄養士	4	
診療放射線技師		2
臨床検査技師	1	
歯科衛生士		1
作業療法士	1	
言語聴覚士	1	
保健師	2	5
助産師	3	3
看護師	32	16
公用車運転手		2
作業車運転手		9
給食調理作業員		9
用務員		5
業務		7
車掌		1
電車運転士		3
幼稚園教諭	4	4
高等学校教諭	9	13
専修学校教員	1	
指導主事	14	23
社会教育主事	3	3
学芸員	1	1
文化財専門職	2	1
消防職	23	17
計	349	264

## (2) 部門別職員数

		職員数(人)		増減数 (人)	主な増減理由
		平23	平24		
一般行政	議会	23	24	1	
	総務	843	864	21	区役所設置に伴う業務増等
	税務	224	222	▲2	組織改編に伴う減員
	労働	3	3	0	
	農水	164	172	8	区役所設置に伴う業務増
	商工	193	183	▲10	くまもと森都心プラザ開設準備室の廃止等
	土木	614	647	33	土木センターの体制強化等
	小計	2,064	2,115	51	
福祉関係	民生	681	776	95	区役所設置に伴う業務移管等
	衛生	741	715	▲26	保健福祉センターの廃止等
	小計	1,422	1,491	69	
一般行政計		3,486	3,606	120	
特別行政	教育	672	653	▲19	生涯学習関係の業務移管等
	警察			0	
	消防	625	630	5	体制強化
	小計	1,297	1,283	▲14	
公営企業等	病院	697	707	10	体制強化
	水道	284	281	▲3	人員削減
	交通	245	203	▲42	市営バス路線移譲
	下水道	195	191	▲4	人員削減
	その他	198	184	▲14	区役所への業務移管等
	小計	1,619	1,566	▲53	
総合計		6,402	6,455	53	

※各年度4月1日現在の職員数です。

※職員数には教育長を含み、臨時職員及び非常勤職員は除きます。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)	
						%	平成23年度の人件費率
24年度	人 731,815	千円 277,665,883	千円 2,881,104	千円 47,758,592	% 17.2%	% 17.9	

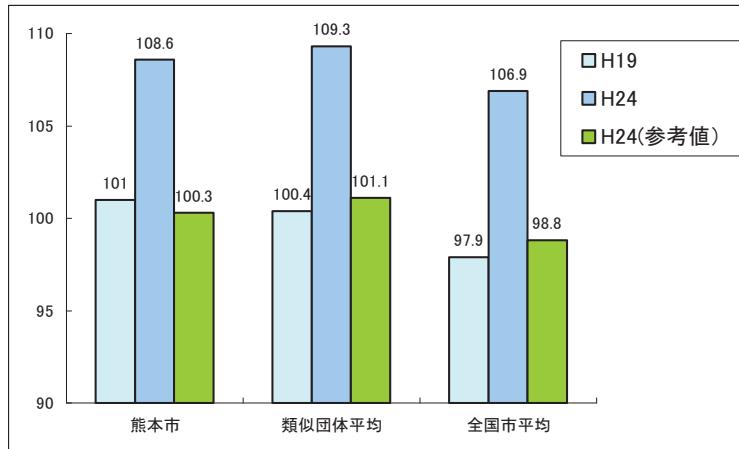
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 4,888	千円 20,236,662	千円 5,150,085	千円 7,133,155	千円 32,519,902	千円 6,653

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数であり、行政職、消防職、医療職等を含む。  
行政職の平均給料月額は、下記2(5)に記載。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

## (4) 給与改定の状況

## ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 361,776	円 361,720	56円 0.02%	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

## ②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 -	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

## ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本市	41.9 歳	329,100 円	441,535 円	355,935 円
熊本県	43.9 歳	347,236 円	408,311 円	376,010 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	42.5 歳	334,994 円	447,665 円	395,305 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

※国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

## ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
熊本市	47.8 歳	659 人	356,900 円	413,701 円	376,095 円
清掃職員	46.2 歳	211 人	347,400 円	429,906 円	374,443 円
学校給食員	48.7 歳	158 人	360,100 円	375,370 円	370,061 円
用務員	48.7 歳	80 人	358,000 円	384,088 円	378,705 円
自動車運転手	51.8 歳	54 人	389,700 円	441,189 円	412,074 円
電話交換手	50.3 歳	5 人	380,800 円	410,540 円	387,680 円
守衛	44.9 歳	18 人	335,900 円	505,512 円	352,706 円
その他	47.5 歳	133 人	356,200 円	427,708 円	372,586 円
熊本県	49.2 歳	359 人	332,322 円	369,118 円	350,145 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030)	— 円	307,506 (323,181) 円
類似団体	46.7 歳	1,465 人	321,708 円	405,973 円	377,664 円

区 分	民 間		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,200 円
学校給食員	調理士	42.1 歳	253,800 円
用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円
自動車運転手	自家用自動車運転手	50.5 歳	192,300 円
電話交換手	電話交換手	41.2 歳	211,600 円
守衛	守衛	60.2 歳	168,800 円
その他	-	-	-

※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(平成21~23年の3ヵ年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいうが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(1)とはデータの基礎が異なります。

※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

### ③教育職(高等・特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	47.8 歳	409,800 円	450,952 円
熊本県	42.6 歳	374,748 円	422,110 円
類似団体	46.4 歳	396,462 円	484,455 円

### ④教育職(小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	46.5 歳	390,600 円	400,387 円
熊本県	45.7 歳	393,613 円	433,680 円
類似団体	39.6 歳	320,030 円	372,644 円

### ⑤教育職(その他の教育職)

区 分	平均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	48.2 歳	414,600 円	546,232 円
熊本県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (6) 職員の初任給の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分		熊本市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	— 円	130,500 円	—
教育職	大学卒	192,700 円	192,800 円	—
	高校卒	— 円	— 円	—
消防職	大学卒	185,800 円	— 円	—
	高校卒	149,800 円	— 円	—

※ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、  
給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

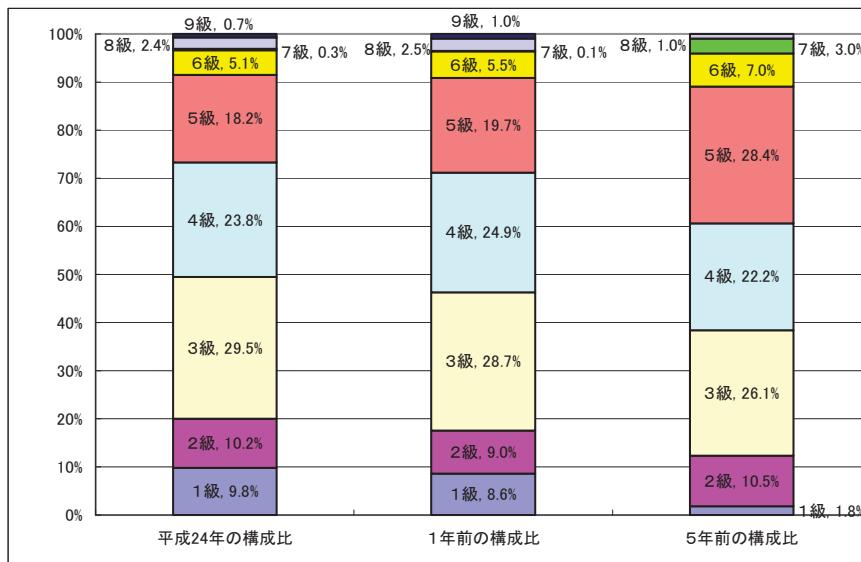
## (7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,261 円	320,332 円	359,136 円
	高校卒	203,495 円	262,868 円	309,116 円
技能労務職	高校卒	209,450 円	258,800 円	303,825 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	338,500 円	353,050 円	394,820 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	287,733 円	313,800 円	379,800 円
	高校卒	218,500 円	281,736 円	327,252 円

## (8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 281	% 9.8
2 級	相当の知識・技術又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 293	% 10.2
3 級	主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務	人 848	% 29.5
4 級	係長の職務及びこれに相当する職務	人 683	% 23.8
5 級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 524	% 18.2
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	人 146	% 5.1
7 級	高度の知識・技術又は経験を必要とする課長の職務及びこれに相当する職務	人 8	% 0.3
8 級	次長の職務及びこれに相当する職務	人 68	% 2.4
9 級	局長の職務及びこれに相当する職務	人 22	% 0.7

- (注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (9) 昇給への勤務成績反映状況

昇給日(毎年1月1日)前の判定期間における勤務成績の結果を昇給区分に反映する

## (10) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市	国
1人当たり平均支給額(H24年度) 1,430 千円	—
(H24年度支給割合)	(H24年度支給割合)
期末手当                  勤勉手当 2.60 月分                1.35 月分 ( 1.45 )月分            ( 0.65 )月分	期末手当                  勤勉手当 2.60 月分                1.35 月分 ( 1.45 )月分            ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日前における判定期間での勤務成績不良職員については70/100~90/100の成績率を適用し、減額する。

## (11) 退職手当(平成 24 年 4 月 1 日現在)

熊 本 市	国
(支給率)              自己都合              勤奨・定年	(支給率)              自己都合              勤奨・定年
勤続20年              23.50 月分            30.55 月分	勤続20年              23.50 月分            30.55 月分
勤続25年              33.50 月分            41.34 月分	勤続25年              33.50 月分            41.34 月分
勤続35年              47.50 月分            59.28 月分	勤続35年              47.50 月分            59.28 月分
最高限度額            59.28 月分            59.28 月分	最高限度額            59.28 月分            59.28 月分
その他の加算措置    定年前早期退職特例措置(2~20%)	その他の加算措置    定年前早期退職特例措置
(退職時特別昇給    無)	2%~20%加算
1人当たり平均支給額    2,684 千円            26,882 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H24年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (12) 地域手当

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績(H24年度決算)		24,288 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H24年度決算)		828,010 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	15 人	18 %
医師(歯科医師含む)	15 %	10 人	15 %

## (13) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績(H24年度決算)		167,405 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H24年度決算)		107,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(H24年度)		28.4 %	
手当の種類(手当数)		14種(34手当)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	日額 230円
感染症作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	日額 250円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	1回につき 660円
	職員	人事委員会の指定する有害農薬による病害虫防除作業に直接従事したとき。	日額 200円
	斎場に勤務する職員	火葬作業に直接従事したとき。	日額 800円
	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	日額 500円
	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	日額 290円
	区役所保健子ども課、城南総合出張所保健福祉課、こころの健康センター及び精神保健福祉室に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神病患者等訪問指導に直接従事したとき。	日額 230円
	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	日額 200円
	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	日額 500円 (夜間 750円)
	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	日額 400円
	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	日額 800円

動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	日額 400円
清掃等作業手当 環境工場、扇田環境センター又は秋津浄化センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	日額 780円
 クリーンセンター又は北区役所まちづくり推進課に勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	日額 800円
 土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	日額 600円
 熊本城総合事務所又は土木センターに勤務する職員	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	日額 280円
特殊清掃作業手当 環境工場及び秋津浄化センターに勤務する職員	環境工場に勤務する職員がごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業又はクレーン上の点検作業に直接従事したとき及び秋津浄化センターに勤務する職員が投入槽、消化槽又は市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。	日額 250円
食肉センター業務手当 職員	汚物処理作業(焼却作業を含む。)又はと畜検査業務に直接従事したとき。	日額 800円
福祉業務手当 区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき	日額500円
 保育園に勤務する保育士	保育業務に直接従事したとき。	日額150円
 児童相談所又は障がい者相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定及び保護に直接従事したとき	日額800円
 こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定及び相談に直接従事したとき。	日額650円
市税等事務従事手当 職員	税制課、課税管理課、納稅課又は各税務課に勤務する職員が市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき及び国保年金課に勤務する職員が保険料の徴収事務に直接従事したとき。	納稅課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円

	徴税職員。 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員。 住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員。 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員。	滞納処分等のため外勤したとき。	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員又は消防艇の操船員を除く)	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出動したとき又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出動したとき。	1回につき 330円 (深夜においては410円)
	機関員又は消防艇の操船員	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出動したとき又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出動したとき。	1回につき 410円 (深夜においては510円)
	消防職員	救助工作車、はしご車、救助資機材若しくは消防艇により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	1当務につき 330円
	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	日額2,600円
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員。 食肉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所又は動植物園に勤務する獣医師。 消防局に勤務し救急救命に関する業務に従事する救急救命士。	-	月額84,000円以下
教員特殊業務手当	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級の職員	特定の業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき	日額6,400円以内
学力検査手当	市立高等学校、市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員	入学学力検査問題の作成等を行ったとき	1時間につき300円
特別支援教育担当手当	市立幼稚園のことばの教室において、特別支援教育を担当する教諭、助教諭又は講師	市立幼稚園のことばの教室において、特別支援教育を担当する教諭、助教諭又は講師に支給	月額7,800円

## (14) 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( H24 年 度 決 算 )	2,843,702 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 ( H24 年 度 決 算 )	519 千円
支 給 実 績 ( H23 年 度 決 算 )	2,461,722 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 ( H23 年 度 決 算 )	461 千円

## (15) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H24年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○その他の扶養家族 6,500円 ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	697,255 千円	248,053 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○持家の場合 2,500円	異	○持家の場合 2,500円を支給	471,027 千円	132,079 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300～23,000円を支給	異	○自動車などを利用する場合の使用距離区分	407,452 千円	87,471 円
管理職手当	○給料表の別及び職員の職に応じて46,900～105,400円を支給。	異	○役職により俸給月額の25/100以内を支給 (国の制度)	295,237 千円	792,052 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	—	351,506 千円	379,869 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額216,000円以内を支給	異	○月額 306,000円以内を支給	22,141 千円	2,043,820 円

単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	—	6,438 千円	696,000 円
へき地手当	○指定するへき地学校等に勤務する職員 職員の給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4以内			0 千円	0 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	○俸給及び扶養手当の月額の合計額の25/100以内を支給(国の制度)	508 千円	51,676 円
宿日直手当	○一般的宿日直 6,400円 ○医師の宿日直 20,000円	異	○一般 4,200円 ○医師 20,000円	2,093 千円	214,646 円
管理職員特別勤務手当	○職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	7,580 千円	169,701 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	40,841 千円	76,744 円
義務教育等教員特別手当	市立高等学校、市立小学校及び市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員で校長及び教員との権衡上必要と認められる範囲内において月額8,000円以内を支給	同	—	8,460 千円	65,454 円
教育業務連絡指導手当	市立高等学校的教諭又は養護教諭のうち職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、業務に従事したとき 日額200円			684 千円	45,613 円

## (16) 特別職の報酬等の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分		給料	月額	等
給 料	市長	1,132,000 ( - )	円 円 )	(参考)類似団体における最高／最低額 1,428,000 円／ 500,000 円
	副市長	883,000 ( - )	円 円 )	1,148,000 円／ 810,000 円
報 酬	議長	814,000 ( - )	円 円 )	1,179,000 円／ 500,000 円
	副議長	741,000 ( - )	円 円 )	1,061,000 円／ 500,000 円
	議員	671,000 ( - )	円 円 )	953,000 円／ 500,000 円
期末手当	市長	(H24年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分		
議員手当	議長	(H24年度支給割合)		
	副議長	2.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 1,132,000円×在職月数×0.7	(1期の手当額) 2,716 万円 ※現市長のみ0.5	(支給時期) 任期ごと ※現市長の手当額
	副市長	883,000円×在職月数×0.4	1,695 万円	任期ごと
備考				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (H 24. 4. 1 現在)

## (1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

## (2) 休暇の設置状況

事由	期間
年次有給休暇	20 日以内
病気休暇	90 日以内
結婚休暇	5 日以内
妊娠中の通勤緩和	1 日に 1 時間を超えない範囲内で必要と認める時間
妊娠障害休暇	14 日以内
産前休暇・産後休暇	出産予定日以前 8 週間目(多胎妊娠の場合は 14 週間目)に当たる日から出産の日まで 出産の日の翌日から 8 週間
育児時間	子が 2 歳になるまで、1 日に 2 回以内・各 45 分
特別休暇 (主なもの)	配偶者分娩休暇 子の看護休暇 忌引休暇 夏期休暇 永年勤続表彰休暇 男性の育児休暇
配偶者分娩休暇	3 日以内
子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中 5 日以内(対象となる子が複数いる場合は 10 日)
忌引休暇	縹柄に応じて 1 日から 7 日以内
夏期休暇	5 日以内
永年勤続表彰休暇	30 年 - 4 日以内 20 年 - 2 日以内
男性の育児休暇	配偶者が出産予定 8 週前から出産後 8 週の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5 日以内

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (H 24 年度実績)

## (1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	8	6	2	6	22

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

## (2) 分限処分の状況 (H 24 年度実績)

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	0	1	73	0	74

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

## 5 職員の服務の状況 (H24年度実績)

## (1) 育児休業の取得状況

	育児休業取得者数
男 性	0
女 性	76
計	76

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 研修の状況

研 修 名	受講者数
特別研修	職員セミナー 379人
	公務員倫理研修 876人
基本研修	新規採用職員研修 533人
	選択研修 計 215人
	伝える力向上講座 27人
	ビジネス文書作成講座 28人
	業務遂行力向上講座 20人
	コミュニケーション入門講座 18人
	クレーム対応講座 28人
	発想力向上講座 28人
	問題解決能力養成講座 20人
	論理的思考力向上講座 26人
	部下力講座 20人
	採用5年目職員研修 103人
	中堅職員研修 94人
	職種変更職員研修 127人
	新任作業長・主任研修 19人
	新任係長級研修 178人
	新任係長(ライン)研修 168人
	現任係長級選択研修 計 155人
	業務改善・効率化講座 21人
	思考力改革講座 19人
	プレゼンテーション講座 13人
	コーチング講座 24人
	交渉力・折衝力講座 25人
	業務マネジメント講座 28人
	楽しい職場づくり講座 25人
	新任課長補佐研修 110人
	新任課長研修 50人
	現任課長研修 29人
	係長人事評価研修 174人
	課長人事評価研修 51人

実務研修	行政法研修	30人
	民法研修	54人
内部講師	接遇研修内部講師養成研修	8人
養成研修	接遇研修内部講師プラッシュアップ研修	31人
人材育成	事例調査派遣研修	8人
センター	自治大学校派遣	2人
派遣研修	国際文化アカデミー派遣	21人
	市町村アカデミー派遣	22人
	熊本県市町村職員研修協議会	78人
職場研修	職場研修推進員研修	229人
	新採職場指導員研修	460人
	職場集合研修	137人
	職場接遇向上運動「すまいる向上キャンペーン」	6,455人
	職員倫理意識向上への職場研修	6,455人
	職場派遣研修	18人
他課主催	債権回収実務研修	30人
全序研修	条例制定研修	10人
	政策法務研修	295人
	法令実務研修（中級・上級）	【中級】100人 【上級】76人 計176人
	例規担当者研修	176人
	訟務研修	41人
	参画協働研修	101人
	契約事務研修	96人
	人権教育研修	268人
	メンタルヘルス研修（新任係長級）	129人
自己啓発支援	自主学習グループ活動支援	25人 (3グループ)
	資格取得支援	1人
	e-ラーニング	57人

## （2）勤務成績の評定の状況

本市における職員の勤務成績の評定については、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職場の上司が部下の勤務成績や能力等の評価を行う人事評価制度を実施しています。

この制度は毎年10月1日を基準として、次長級以下の全職員に対し、業績、情意、能力の評価を行い、人事異動や昇任の際の参考とするものです。

また、自己申告書制度、庁内公募、上司のリーダーシップに関する評価、自己評価を併せて実施しており、より精度の高い評価制度を構築するため毎年見直しを行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

平成 24 年度職員厚生会事業（実績）

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	6, 835 名
公費負担額	40,379, 460 円
会員負担・その他収入額	181,165, 828 円
事業主：職員の負担割合	1.5／1,000 : 4.0／1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等 12 種
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	インフルエンザ予防接種補助 ※人間ドック補助、※各種スポーツ大会 等
カフェプラン事業	宿泊施設利用等、※書籍購入 等
収益事業	任意共済保険・災害共済会事務、生命保険・損害保険の 団体取扱事務

(備考) ※の事業について一部公費を充当

## 人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

### 1 権限

#### (1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究、企画立案等
- ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

#### (2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

#### (3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての不服申立ての審査

### 2 業務の状況

#### (1) 平成24年職員の給与等に関する報告の状況

人事委員会は、本市職員及び民間企業従業員の給与等について調査研究等を行い、平成24年10月15日に、市議会及び市長に対して給与に関する報告を行いました。その概要は、次のとおりです。

#### 〈報告の内容〉

##### ① 給与の改定等について

- 月例給及び特別給(期末・勤勉手当)については、改定を見送る。
- 給与に係る諸課題については、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、本市の高齢層の給与水準等の状況や国及び他の地方公共団体の動向を考慮しながら、高齢層の昇給・昇格制度の見直しを検討することが必要。また、平成18年度から実施している給与構造改革における経過措置については、他の地方公共団体の動向を注視しながら、本市の状況や影響を十分に分析し、廃止に向け検討することが必要

##### ② 人事管理について

- 職員の任用に関して、職員の採用については、優秀な人材を確保するための方策に関し、今後も調査研究が必要。職員の登用については、課長級昇任試験、係長級昇任試験及び消防吏員昇任試験を実施しているが、透明性・公平性・納得性の高い制度の確立が必要。女性職員の登用については、一定の成果が見受けられるが、今後、女性職員がよりキャリアアップしていくことのできるような環境づくりに取り組んでいくことが必要。また、人事評価については、職員の能力・実績がより的確に反映されるような制度構築に向け、検証を重ねていくことが必要

- 時間外勤務の縮減に向けて、過度の時間外勤務が職員の健康に及ぼす影響を考慮し、業務配分の偏りや長時間の時間外勤務の発生要因の分析、適正な人員配置を行うなど、組織全体として時間外勤務の縮減に取り組むことを要請

- 両立支援の推進のため、両立支援の制度を整備するだけにとどまらず、制度の活用促進が重要であり、職場に対する一層の周知を図るとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備に向けた取組を進めていくことが必要

- メンタルヘルス(心の健康)対策について、「熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルス対策を継続的に粘り強く取り組んでいくことが必要

- 高齢期の雇用問題について、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」の内容について分析・研究するとともに、他の地方公共団体の動向を注視しながら、今後の対応を検討することが必要

- 市政に対する信頼回復について、不祥事に対する厳正な対処、不祥事の発生要因及び背景の調査・分析、職員に対する研修、管理監督者による職場での指導徹底等、総合的な取組が急務

## (2) 採用の状況

## ①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終合格者数 B	倍率 A/B
上級職	事務職	人 647	人 389	人 36	人 33	人 18	倍 21.6
	社会福祉職	43	39	8	7	3	13.0
	心理相談員	30	24	4	1	1	24.0
	技術職(土木)	72	49	22	19	11	4.5
	建築	56	47	16	13	8	5.9
免許資格職 (上級職)	機械	19	10	4	4	1	10.0
	電気	18	13	4	4	1	13.0
	薬剤師	8	8	7	4	3	2.7
	保健師	36	30	9	9	4	7.5
免許資格職(中級職)	保育士	108	94	28	26	14	6.7
	診療放射線技師	16	13	4	3	2	6.5
	臨床検査技師	34	32	5	4	1	32.0
	作業療法士	7	7	4	3	1	7.0
	歯科衛生士	17	17	4	4	1	17.0
初級職	事務職	76	58	8	7	3	19.3
	学校事務 (県費負担)	34	23	8	8	3	7.7
	技術職(土木)	14	10	6	6	2	5.0
消防職	上級消防職	345	298	62	60	31	9.6
	初級消防職	627	539	62	54	31	17.4
	初級消防職 (救急救命士)	45	37	8	7	3	12.3
合計		2,252	1,737	309	276	142	12.2

## ②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	第二次試験 合格者数	最終合格者数 B	倍率 A/B
上級職	文化財専門職	30	26	4	4	-	1	26.0
免許資格職 (上級職)	学芸員(保存科学)	8	6	4	4	-	1	6.0
免許資格職 (中級職)	学芸員(植物)	13	11	4	4	-	1	11.0
免許資格職 (中級職)	看護師(H24.10以降採用)	22	20	20	20	-	17	1.2
看護師(H25.4以降採用)	36	29	22	19	-	-	11	2.6
民間企業等 経験者	事務職	364	292	30	28	16	8	36.5
技術職(土木)	75	69	20	19	8	2	34.5	
技術職(建築)	15	14	9	8	4	1	14.0	
身体障がい者	事務職	16	8	-	-	-	1	8.0
合計		579	475	113	106	28	43	11.0

## ③採用選考(承認)

区分	職	任命権者 (病院事業管理者含む。)	市長	教育委員会	計
			人	人	人
役付職員の職 (医師を除く。)	局長職	1			1
	次長職	1			1
	課長職				
	課長補佐職				
	係長職	1			1
その他職員	主任技師	1			1
	部長	3			3
	医長	1			1
	医師	12			12
	獣医師	2			2
任期付職員	社会福祉職	1			1
	看護師	11			11
	部長職に準じる職				
	課長職に準じる職	1			1
	主事に準じる職				
	計	35	0		35

## (3) 昇任の状況

## ①課長級・係長級・係長昇任選考試験

試験区分	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A/B
課 長 級	人 161	人 156	人 44	人 44	人 29	倍 5.4
係 長 級	人 438	人 419	人 150	人 150	人 100	倍 4.2
係長級選考	人 31	人 27	人 —	人 —	人 15	倍 1.8
計	人 630	人 602	人 194	人 194	人 144	倍 4.2

## ②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A/B
消防 司 令	人 7	人 7	人 6	人 6	人 4	倍 1.8
消防 司 令 補	人 71	人 71	人 24	人 24	人 16	倍 4.4
消 防 士 長	人 50	人 49	人 32	人 32	人 20	倍 2.5
計	人 128	人 127	人 62	人 62	人 40	倍 3.2

## ③昇任選考(承認)

任命権者 区分	市長	市議会議長	教育長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	農業委員会	交通事業管理者	上下水道事業管理者	消防長	病院事業管理者	計
一般職員	人 局長職 3	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 4	人 4
	人 次長職 22	人 2	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 4	人 4	人 5	人 34	人 34
	人 課長職 64	人 1	人 5	人 1	人 1	人 1	人 1	人 7	人 7	人 16	人 96	人 96
	人 課長補佐職 17	人 3	人 3	人 3	人 3	人 3	人 3	人 2	人 2	人 12	人 35	人 35
	人 小計 106	人 1	人 11	人 1	人 2	人 0	人 0	人 3	人 13	人 0	人 34	人 171
消防職員	人 消防正監 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	人 消防監 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 3	人 3	人 3	人 3
	人 消防司令長 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 4	人 4	人 4	人 4
	人 消防司令 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	人 消防司令補 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 7	人 0	人 7	人 7
計	人 106	人 1	人 11	人 1	人 2	人 0	人 0	人 3	人 13	人 7	人 34	人 178

## (4) 転任の状況

## ①職種変更試験

試験区分	申込者数	第一次受験者数 A	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数 B	倍率 A/B
事 務 職	人 79	人 73	人 15	人 15	人 13	倍 5.6
技 術 職 ( 土 木 )	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	倍 —
消 防 職	人 5	人 5	人 1	人 1	人 1	倍 5.0
計	人 84	人 78	人 16	人 16	人 14	倍 5.6

## ②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
教諭	指導主事	人 11
運輸職(バス運転士)	業務	人 20
運輸職(バス技工)	業務	人 1
運輸職(バス運転士)	運輸職(電車技工)	人 2
計		人 34

## (5) 勤務条件に関する措置要求の状況

件数:なし

## (6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

件数:1件

告 示 第 8 3 2 号

平成 25 年 10 月 31 日

介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号。以下「法」という。)第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により

告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0134	ミューチュアル介護サポート 熊本市北区龍田八丁目9-72	合同会社リンク 熊本市東区保田窪本町19番27号 代表社員 吉海 縁	平成25年 11月1日	訪問介護
437011 0134	ミューチュアル介護サポート 熊本市北区龍田八丁目9-72	合同会社リンク 熊本市東区保田窪本町19番27号 代表社員 吉海 縁	平成25年 11月1日	介護予防訪問 介護

告示第833号

平成25年10月31日

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定及び法第53条第1項本文の指定をしたので、法第78条及び法施行規則第131条の2並びに法第115条の10及び法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0076	訪問介護ゆめらいふ 熊本市西区池田一丁目34-10	有限会社啓宏社 熊本市北区龍田弓削一丁目23-8 代表取締役 重岡 啓一	平成25年 11月1日	訪問介護
437011 0076	訪問介護ゆめらいふ 熊本市西区池田一丁目34-10	有限会社啓宏社 熊本市北区龍田弓削一丁目23-8 代表取締役 重岡 啓一	平成25年 11月1日	介護予防訪問 介護

## 公 告

公告第716号

平成25年10月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区京町本丁22番2、70番3、71番4、71番12、74番2、74番4及び17番の一部

2, 117. 42 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水道町4番11号

株式会社 エスエーグローバル

代表取締役 脇戸 潤也

## 公告 第 718 号

平成 25 年 10 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 62 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

## 1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業 3・4・26 号新町戸坂線

## 2 施工者の名称

熊本市

## 3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内

使用の部分 熊本県熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内

## 4 事務所の所在地

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課

熊本市中央区花畠町 3 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課

熊本市中央区本山二丁目 9 番 51 号 熊本市都市建設局鉄道高架関連整備室

## 5 事業施工期間及び縦覧期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

## 公告 第 719 号

平成 25 年 10 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町豊岡字供田 2379 番 2

414.46 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区花園一丁目 1 番 7-803 号

藤本 智久

## 公告 第 720 号

平成 25 年 10 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区近見六丁目 991 番 1、992 番 1、993 番 1、994 番 1、995 番 1、999 番 1 及び市道の一部

6,354.61 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 76 番地 3  
 有限公司 ジョイント  
 代表取締役 上村 信敏

公告 第 721 号

平成 25 年 10 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 熊本市南区御幸笛田町字西宮ノ前 1238 番 2、1238 番 4、1238 番 5、1238 番 6、  
 1238 番 7、1239 番 1、1239 番 3、1239 番 4、1239 番 5、1239 番 6、12  
 39 番 7、1240 番 1  
 6, 306.97 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市南区野田二丁目 31 番 17 号  
 アルエット・システム株式会社  
 代表取締役 池鯉鮒 大介

公告 第 723 号

平成 25 年 10 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 熊本市南区浜口町字堀上 338 番 1、338 番 3  
 320.97 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 鹿児島県姶良市西餅田 130 番地 エスボワール N 203 号  
 宮地 元喜

公告 第 724 号

平成 25 年 10 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 熊本市東区桜木四丁目 167 番 1  
 3,750.43 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本中央区水前寺一丁目 22 番 18 号  
 株式会社 タウン開発  
 代表取締役 前田 尚毅

## 公告 第 725 号

平成 25 年 10 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区横手五丁目 363 番、368 番  
1,607.10 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区横手四丁目 9 番 55 号  
横田 健

## 公告 第 729 号

平成 25 年 10 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字今原 1157 番  
481.67 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町舞原 1157 番地 6  
竹本 拓司

## 公告 第 730 号

平成 25 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区八景水谷二丁目 443 番 5、清水東町 437 番、438 番、440 番、443 番 2  
1,999.85 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区田井島三丁目 6 番 8 号  
株式会社 ライフクリエート  
代表取締役 河野 英昭

## 公告 第 731 号

平成 25 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小峯二丁目 2612 番 54、2612 番 55 の一部、2612 番 56 の一部、2612 番 225、2612 番 592、2612 番 593 の一部、2612 番 595、2612 番 596、2612 番 597、2612 番 610、2612 番 613、2612 番 614、2612 番 615

の一部、2612番616の一部、2612番617

2, 471.32 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区小峯二丁目 1 番 146 号

馬場 健藏

公告 第 732 号

平成 25 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町東阿高字櫻馬場 1137 番 24、1137 番 25

545.02 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区月出一丁目 1 番 28-905 号 フェスティオ帶山イーストコート

和久田 亨

公告 第 733 号

平成 25 年 10 月 25 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 公売財産の種類 動産

2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分番号	品 名	見積価額	公売保証金
1	テレビ① 液晶テレビ 40 型 SHARP AQUOS LC-40AE7	21,000 円	0 円
2	テレビ② 液晶テレビ 32 型 SHARP AQUOS LC-32D30	12,000 円	0 円
3	テレビ③ 液晶テレビ 32 型 Panasonic VIERA・TH-L32C3	13,000 円	0 円
4	テレビ④ 液晶テレビ 32 型 Panasonic VIERA TH-L32R2	24,000 円	0 円
5	ゴルフボール ダンロップ ゼクシオ（12 個）	2,700 円	0 円
6	DVD プレーヤー Audio Comm® DVD-187MX	1,000 円	0 円

全て代金納付時の現況有姿による

3 公売方法 セリ売り

4 公売参加申込期間 平成 25 年 11 月 6 日（水）午後 1 時から

- 平成 25 年 11 月 20 日（水）午後 11 時まで
- 5 セリ売り期間 平成 25 年 11 月 26 日（火）午後 1 時から  
平成 25 年 11 月 28 日（木）午後 11 時まで
- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定日時及び場所
- (1) 財産種別 動産
- (2) 日 時 平成 25 年 11 月 29 日（金）午前 10 時
- (3) 場 所 熊本市役所納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成 25 年 12 月 6 日（金）午後 2 時 30 分  
(ただし、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その外の要件  
国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。
- 10 その外の公売要件
- (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条の規定に該当する者又は同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びセリ売りに参加することはできない。
- (2) 公売財産のセリ売りにかかる買受の申し込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が 30 万円以下の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く）で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が 50 万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175 日を経過していないもの）の送付、又は現金（熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して 8 日を経過していないもの）に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) セリ売りにかかる買受の申込は、セリ売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったセリ売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においては YAHOO ! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。

- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所 2 階財政局納税課（9番窓口）で閲覧することができる。
- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

## 公 告 第 7 3 4 号

平成 25 年 10 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区梶尾町字古閑ノ原 1124 番、1125 番、1126 番、法定外公共物の一部  
3,899.80 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区九品寺二丁目 1 番 24 号  
株式会社ウェストキング・ホールディングス  
代表取締役 野本 徳之

## 公 告 第 7 3 5 号

平成 25 年 10 月 28 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 26 年 2 月 28 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店  
熊本市南区野田二丁目 281 番 外

## 2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) 西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店	西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店

## 3 届出年月日

平成 25 年 10 月 8 日

## 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

熊本市農水商工商工振興課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成 25 年 10 月 28 日から平成 26 年 2 月 28 日まで

公告 第 737 号

平成 25 年 10 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山一丁目 278 番 1、278 番 5、278 番 6

2,606.79 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区保田窪本町 4 番 32 号

有限会社 クリエイト

代表取締役 原本 栄興

公告 第 739 号

平成 25 年 10 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺南四丁目 2178 番 35、2178 番 36、2178 番 37

7,000.15 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

ダイレックス株式会社

代表取締役 大島 秀昭

公告 第 741 号

平成 25 年 10 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町下宮地字沢水 13 番 2

4,942.04 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区田迎五丁目 14 番 8 号

中川 律

公告 第 742 号

平成 25 年 10 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山三丁目 549 番 9、549 番 10、550 番 1、550 番 2、550 番 3、550 番 4、550 番 5、550 番 6、550 番 7、550 番 8、550 番 9、550 番 10、550 番 11

2, 571.89 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区戸島四丁目 3 番 67 号

前田 哲寿

公 告 第 743 号

平成 25 年 10 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字東 67 番 2、67 番 3

499.52 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区打越町 40 番 15 号

河野 優二

## 中 央 区

中央区告示第 21 号

平成 25 年 10 月 21 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 10 月 15 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前渕 啓子

以下、登載省略

## 交 通 局

交通局規程第 12 号

平成 25 年 10 月 23 日

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山 弘一

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程

熊本市交通局被服貸与規程（平成 23 年交通局規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のとおり改める。

別表第 1（第 2 条関係）

職種	品名	着用区分	貸与期間	点数
電車運輸職員(男)	制帽	合用	4 年	50
	制服（上）	冬用	4 年	190
	制服（下）	冬用	4 年	90

	シャツ	冬用	1年	45
		夏用	1年	40
	制服（下）	夏用	3年	90
	ネクタイ	合用	4年	20
	コート	冬用	5年	330
電車運輸職員(女)	制帽	合用	4年	50
	制服（上）	冬用	4年	220
	制服（下）	冬用	4年	130
	シャツ	冬用	1年	95
		夏用	1年	95
	制服（下）	夏用	3年	130
	ベスト	合用	4年	130
	スカーフ	合用	4年	20
	コート	冬用	5年	370
	ワンピース	合用	妊娠期間	—
トラムガイド(女)	制帽	夏用	4年	105
		冬用	4年	130
	制服（上）	合用	4年	180
	制服（下）	合用	4年	100
	シャツ	夏用	1年	35
		冬用	1年	35
	ベスト	合用	4年	110
	スカーフ	冬用	2年	25
	ポケットチーフ	夏用	2年	20
	コート	冬用	5年	370
	ワンピース	合用	妊娠期間	—
自動車運輸職員（男）	制帽	合用	4年	35
	制服（上）	冬用	4年	150
	制服（下）	冬用	4年	65
	シャツ	夏用	1年	10
	制服（下）	夏用	3年	60
自動車運輸職員（女）	制帽	合用	4年	35
	制服（上）	冬用	4年	150
	制服（下）	冬用	4年	65
	シャツ	冬用	1年	25
		夏用	1年	20
	制服（下）	夏用	3年	60
	ベスト	合用	4年	40
	スカーフ	合用	2年	10
	ワンピース	合用	妊娠期間	—
	技能職員	作業帽（整備工場）	合用	1年
	作業帽（架線・土木・車両）	合用	1年	15
	作業服（上）	冬用	1年	35
	作業服（下）	冬用	1年	25

作業服（上）	夏用	1年	25
作業服（下）	夏用	1年	25
安全靴（整備工場）	合用	2年	45
安全靴（架線・土木）	合用	2年	60
安全靴（車両）	合用	2年	55
コート（整備工場・車両）	冬用	4年	60
コート（架線・土木）	冬用	4年	80
雨具（架線・土木・車両）	合用	4年	50

## 附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

**上 下 水 道 局**

上下水道局告示第 66 号

平成 25 年 10 月 22 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 707 号	熊本市北区下硯川町 2205 番地 くまさんガス産業株式会社 代表取締役 白瀬 貴美子	平成 25 年 10 月 18 日

**教 育 委 員 会**

教委規則第 11 号

平成 25 年 10 月 30 日

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公民館条例施行規則（昭和 26 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表中熊本市植木公民館植木分館の項、熊本市植木公民館小町もく遊館分館の項及び熊本市植木公民館吉松分館の項を削る。

## 附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

教委告示第 14 号

平成 25 年 10 月 23 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日 時

平成 25 年 10 月 28 日 (月) 午後 2 時から

2 場 所

マスミユーチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議 案

- (1) 熊本市公民館条例の一部を改正する条例について
- (2) 熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 平成 26 年度教育委員会市費負担職員（教育職員を除く。）異動一般方針について
- (4) 平成 26 年度教職員等異動方針について
- (5) 指定管理者の指定について

4 協 議

- (1) 平成 26 年度当初予算要求の概要について
- (2) フッ化物洗口について

5 報 告

- (1) 熊本市教育振興基本計画実施計画（平成 23・24 年度実績）について
- (2) 平成 26 年度熊本市立学校教員採用選考試験の結果について
- (3) 平成 26 年度熊本市小・中学校管理職採用選考試験の実施状況について
- (4) 平成 25 年度熊本市教職員教育功労表彰の受賞者について
- (5) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（国の基本方針）について
- (6) 平成 25 年度第 1 回熊本市東区児童死亡事例検証会議について
- (7) 平成 25 年度（第 49 回）熊本市学校緑化コンクールについて
- (8) 平成 25 年第 3 回定期市議会報告について
- (9) 広報広聴関係について